

昭和 33 年 9 月 5 日

本連盟規約改正理由

1. 会員の章に第 6 条名誉会員を加える。

本連盟に貢献のあつた団体または個人ならびに斯道の権威者に対して本連盟の各種行事に招待する等、優遇の途をひらくためである。ただし会員総会の議決権はない。

これにより、規約第 8 条の顧問数を極く少數にとどめ得るものと思う。

2. 役員の章に幹事の規定を設け、事实上会務の運営にあたる者に規約上の根拠を与える、その活動に権威あらしめるものとする。

3. 第 6 章地域連盟の章を加え、地域的組織の強化をはかるとする。

以上

全日本実業団剣道連盟規約改正案

第二章 会員

(会員の種類)

第五条 本連盟の会員は左に掲げるものである。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

(正会員)

第六条 正会員は企業又は企業の事業所に属する剣道部とする。

(名誉会員)

第七条 理事会の決議により本連盟に貢献のあつた団体または個人ならびに斯道の権利者を名誉会員として遇することができる。

前項の決議は毎三年目に更改するものとする。

(賛助会員)

第八条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して定額の賛助をする団体または個人を賛助会員とする。

(入会)

第九条 第六条に定める資格を有するものが、入会しようとするときは、理事会の承認を得ることを要する。

(会員の権利)

第一〇条 正会員は会員総会に出席して、議事に参加することができる。

第三章以下それぞれ二条ずつ繰下げる。

第三章

(任期)

第一八条 役員の任期は選任された年次の全国大會終了のときから、翌年の年次大会終了のときまでとする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。